

マイナンバー（個人番号・法人番号）の記載欄が新設されました

1. マイナンバー（個人番号・法人番号）の記載について

同封の申告書の所定の記載欄に右詰めで記載してください。

- 個人の方⇒12けたの個人番号（「通知カード」に記載されています）
- 法人⇒13けたの法人番号

2. 本人確認資料の提示・添付について

個人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、マイナンバー法に定める本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）を実施いたします。

次の（1）または（2）の本人確認資料をそれぞれ1種類ずつ窓口で提示くださいますようお願いいたします。（郵送の場合は写しを添付してください）

法人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、本人確認資料の添付は不要です。

また、電子申告（eLTAX）の場合は、電子証明書等により本人確認を実施するため、本人確認資料の添付は不要です。

（1）本人が申告書を提出する場合

【窓口での提示例】「通知カード」＋「運転免許証」

| 番号確認資料 | 身元確認資料 |
|---|--------------------------------|
| 通知カード 住民票（個人番号が記載されたもの） 個人番号カード（うら面）等 | 運転免許証 健康保険証 個人番号カード（表面）等 |

※通知カードは先に郵送されているカードです。

※個人番号カードは交付申請により発行されるカードです。

（2）代理人が申告書を提出する場合

| 申告者本人の 番号確認資料 | 代理人の 身元確認資料 | 代理権 確認資料 |
|--|-------------------------------|-------------|
| 本人の通知カード 本人の住民票（個人番号が記載されたもの） 本人の個人番号カード（うら面）等 | 代理人の運転免許証 代理人の個人番号カード（表面）等 | 委任状 等 |

3. その他

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。制度の趣旨をご理解いただき、マイナンバーの記載にご協力ください。ただし、マイナンバーの記載がない場合でも、申告書は有効なものとして受理いたします。

また、本人確認資料の不備等により本人確認ができない場合、申告書への個人番号の記載はないものとして受理いたしますので、あらかじめご了承ください。